

## 中小企業金融の円滑化に対する意見書

我が国経済は、設備投資、輸出、企業収益、生産を中心として回復傾向を示しており、また、企業活動を中心に着実な回復軌道にあると言えるが、一方、景気回復傾向に比べて、雇用回復の動きは依然として緩やかなものである。

国においては、これまでの経済構造改革が結実し始めており、また、不良債権処理問題に関しても一定の成果が出たとして、ペイオフの実施や信用補完制度における部分保証拡大の検討開始などを打ち出しているが、不良債権処理の進展等により、中小企業をめぐる金融経済情勢が依然厳しい中で、なお一層の中小企業に対する資金供給の円滑化を図っていくことが強く求められているところである。

本県における景気の動向は、製造業を中心に改善傾向が見られるものの、雇用情勢は、有効求人倍率が悪化し、全国平均を大きく下回る状態が続くなど、依然として非常に厳しい状況に置かれている。

よって、国におかれては、このような厳しい経営環境にある中小企業の実情を十分に踏まえた上で、セーフティネット保証や無担保無保証人保証の拡充などの信用保証制度の充実や政府系金融機関によるセーフティネット貸付制度の拡充を図るなど、多面的に中小企業に対する金融の円滑化について万全の措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣